

障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 この実施要領は、米原市が「障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。
- (2) 業務名 令和8年度 米障がい福第20号
障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和9年（2027年）3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）1,589,500円（うち消費税および地方消費税144,500円）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去3年間（令和5年4月1日以降）に障がい福祉計画および障がい児福祉計画の策定実績があること。

4 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：公告日から令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、ファックスまたは電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答期間：質問の受付から随時回答するものとし、令和8年7月17日（金）まで
- (4) 回答方法：米原市役所本庁舎 健康福祉部障がい福祉課において閲覧に供するとともに、米原市公式ウェブサイトには回答を掲載する。

5 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類および必要部数

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書および企画提案書等 原本1部、副本8部（副本は複写でも可）
 - ア 業務実績調書（様式3）
 - イ 執行体制調書（様式4）
※上記調書には必ず担当予定者の経歴（任意様式）も添付すること。
 - ウ 会社概要（任意様式）
 - エ 企画提案書（任意様式）
※提案書には、提案項目について貴社の考え方を分かりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成すること。

③見積書（任意様式） 原本1部

※見積価格については、総額を記載するとともに、積算内訳を記載または添付すること。

※見積価格については、事務局等への過大な負担が無く、確実な成果が得られることを考慮した価格を算出すること。

④成果品（持ち込み見本） 原本1部

※過去3年間（令和5年4月1日以降）に策定した障がい福祉計画および障がい児福祉計画を提出すること。

(2) 提出期間等

- ① 提出期間：令和8年7月21日（火）～令和8年7月30日（木）午後5時まで（必着）

- ② 提出場所：米原市役所（本庁舎）健康福祉部 障がい福祉課
〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所（本庁舎）健康福祉部 障がい福祉課
担当：田辺
電話：0749-53-5123 FAX：0749-53-5119

- ③ 提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) その他

ア 用紙サイズはA4判とし、縦左綴じとする（片面印刷とし、A3判はA4サイズに織り込むこと）。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類の作成および提出に要する費用については、提出者の負担とする。

エ 企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。

オ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

カ 提出書類は、委託業者の選定および特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する

ことがある。また、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用することができるものとする。

キ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更を認めない。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書および企画提案書等を所管課において書類審査し、提案者を選定する。

実施日：令和8年8月13日（木）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、7に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年8月24日（月）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を郵送により通知する。なお、選定された者のみ、審査結果、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により、第2次審査を行ったすべての者に通知する。

項目	注意事項
日時・会場	ヒアリング開催通知書にて指定します。
持ち時間	30分以内
出席者	5人以内
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> 提出した企画提案書の内容説明（15分） 企画書の内容に関する質疑応答（15分）

7 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

執行能力 (支援体制)	専門スタッフの配置（主担当者の経験等）	10
	担当者との連携体制（策定会議等への参加や緊急時の対応等）	20
	計画策定の実績	20
企画力 (計画策定)	障がい福祉に対する考え方	10
	障害者権利条約の理解	10
	給付等現状分析と課題等の把握に対する提案	10
	障がい者団体・事業所等ヒアリングに対する提案	10
	障がい福祉サービスおよび施設整備等に対する提案	10
	情報収集能力（国・先進事例・関係機関からの情報等）	20
編集能力 (成果品)	成果品（持ち込み見本）・分かりやすい工夫	10
参考見積書	予算の範囲、妥当性	10
合 計		140

8 日程

項番	手 順	期限等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和8年7月 3日（金）
2	質問受付期限	令和8年7月10日（金）午後5時まで
3	質問回答期限	令和8年7月17日（金）
4	企画提案書等の提出期間	令和8年7月21日（火）から 令和8年7月30日（木）午後5時まで
5	第1次審査 （第2次審査を行う業者を選定・決定）	令和8年8月13日（木）【予定】
6	第1次審査の結果通知	令和8年8月13日（木）【予定】
7	第2次審査（企画提案プレゼンテーション） （第2回プロポーザル審査委員会）	令和8年8月24日（月）【予定】
8	第2次審査の結果通知	令和8年8月下旬頃【予定】
9	契約手続	令和8年8月下旬頃【予定】

9 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用（予算限度額）を超過したもの

10 契約

(1) 留意事項

提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映する。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、最も優れている提案者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更および削除を行うことがある。

(2) 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。その際には、あらためて見積書を提出すること。

11 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効するとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、特に定めがある場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「執行体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市と協議の上、決定するものとする。

- (6) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

米原市役所(本庁舎)健康福祉部 障がい福祉課 担当:田辺

滋賀県米原市米原1016番地 Tel 0749-53-5123

電子メールアドレス shogai@city.maibara.lg.jp